

介護老人福祉施設料金表－1

令和8年8月1日改定

□介護福祉施設サービス費

1日当たりの	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用に係る単位数	589	659	732	802	871

□居住費

A. 従来型個室

1日当たりの	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階以上
居住に係る自己負担額	¥380	¥480	¥880	¥980	¥1,560

B. 多床室（2人または4人部屋）

1日当たりの	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階以上
居住に係る自己負担額	¥0	¥430	¥430	¥530	¥1,060

◇ご契約者が6日以内の入院又は外泊をされた場合のお支払い額は各A・B同額となりますが
7日以上入院又は外泊をされた場合は下記のとおりです。

1日当たりの	従来型個室	多床室
居住に係る自己負担額	¥1,560	¥1,060

□食費

上記A・B共通

1日当たりの	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階以上
食事利用に係る自己負担額	¥300	¥390	¥680	¥1,420	¥2,000

※基本となる負担額は、朝食：500円 昼食：750円 夕食：750円です。

□従来型個室 利用者負担総額 <30日当たり>

負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階 居住費+食費	¥38,070	¥40,170	¥42,360	¥44,460	¥46,530
第2段階 居住費+食費	¥43,770	¥45,870	¥48,060	¥50,160	¥52,230
第3段階① 居住費+食費	¥64,470	¥66,570	¥68,760	¥70,860	¥72,930
第3段階② 居住費+食費	¥89,670	¥91,770	¥93,960	¥96,060	¥98,130
第4段階 居住費+食費	¥124,470	¥126,570	¥128,760	¥130,860	¥132,930

□多床室 利用者負担総額 <30日当たり>

負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階 居住費+食費	¥26,670	¥28,770	¥30,960	¥33,060	¥35,130
第2段階 居住費+食費	¥42,270	¥44,370	¥46,560	¥48,660	¥50,730
第3段階① 居住費+食費	¥50,970	¥53,070	¥55,260	¥57,360	¥59,430
第3段階② 居住費+食費	¥76,170	¥78,270	¥80,460	¥82,560	¥84,630
第4段階 居住費+食費	¥109,470	¥111,570	¥113,760	¥115,860	¥117,930

※上記の料金他に、別紙、加算が算定されます。

※この料金表は、介護保険負担割合が1割の場合で作成しています。

介護老人福祉施設料金表-2

令和8年6月1日改定

口加算

加算の名称	単位数	算定要件等
看護体制加算(Ⅰ)口	4	常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)口	8	看護職員を基準より1名以上多く配置し24時間の連絡体制を確保
夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	13	夜勤時間帯に介護職員又は看護職員を最低基準より1名以上多く配置
初期加算	30	新規入所または30日以上入院後に再び入所した際30日を限度に加算。
サービス提供体制強化加算 ※日常生活継続支援加算 同時算定はできません	日額 (Ⅰ)22 (Ⅱ)18	以下のいずれかに該当すること (Ⅰ) ・直接サービス提供する介護福祉士80% ・動続10年以上の介護福祉士35%以上配置 (Ⅱ) ・直接サービス提供する介護福祉士60%
日常生活継続支援加算	36	介護福祉士の数が常勤加算で入所者6に 対して1以上であり、かつ以下のいずれかを 満たす。 ・新規入所者のうち、要介護4・5の占める割合が 70%以上。 ・新規入所者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める 割合が15%以上。 ・たんの吸引等が必要な入所者の占める割合が 15%以上。
安全対策体制加算	新規 入所日 20	入所者の事故を防ぐための強化対策を講じている 介護施設を評価する加算。 新規入所日に1回のみ算定。
認知症チームケア推進加算	(Ⅰ)150 (Ⅱ)120	認知症の行動・心理症状(BPSD)の発現を 未然に防いだり、出現時に早期に対応したりする ための平時からの取り組みを推進する。 事業所や施設で認知症介護に係る専門的な研修 などを修了している人を配置し、BPSDの予防に つながるチームケアの指導を実施していることなどを評価する
協力医療機関連携加算	月額 100 50 (R7年～)	協力医療機関との実効性のある連携体制を構築 するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う 会議を定期的に開催することを評価する。
高齢者施設等 感染対策向上加算	(Ⅰ)10 (Ⅱ)5	・高齢者施設等について施設内で感染者が発生した場合に、 ・医療機関等と連携していることなどを評価する。 (Ⅰ)感染症委員会/年2回研修/マニュアル整備 (Ⅱ)3年に1度の実地指導

加算の名称		単位数		算定要件等	
LIFE 加算	栄養マネジメント強化 加算	日額	11	管理栄養士による入所者の栄養状態の改善維持に努めた場	
	科学的介護推進体制 加算(Ⅱ)		50	介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みを推進する	
	自立支援促進加算		280	寝たきりなどの重度化を予防するための取り組みを 評価する加算	
	ADL維持等加算		(Ⅰ)30 (Ⅱ)60	自立支援・重度化を防止し、機能維持の度合いに よって(Ⅰ)又は(Ⅱ)を加算	
	褥瘡マネジメント加算		(Ⅰ)3 (Ⅱ)13	褥瘡を予防する取り組みを評価(Ⅰ)し、発生がない 場合は(Ⅱ)を加算	
	排せつ支援加算(Ⅰ)		10	排泄状態の改善が期待できる入所者等を漏れなく 支援していく観点から、すべての入所者に対して定期的な評価 評価する。	
	月額				

口腔衛生管理加算 (Ⅱ)		110	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った入所者に対し加算できる。
生産性向上推進体制 加算		(Ⅰ)100 (Ⅱ)10	介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに効果に関するデータ提出を行うことを評価する。
終口移行加算 ※計画作成日から起算して 180日以内に限り		28	医師の指示に基づき多職種が共同して、現に経管により食事する場合。
再入所時栄養連携加算		200	入所者が医療機関に入院し、退院して施設に再入所した場合、経管栄養や嚥下調節食の新規導入など、入院前とは異なる栄養管理が求められることがある。この時、施設の管理栄養士が医療機関と連携して栄養ケア計画を策定し、栄養管理方法の調整を行うことを評価する加算。入所者1人につき1回に限り算定する。
退所時情報提供加算		250	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況や生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。
加算の名称		単位数	算定要件等
配置医師緊急時対応加算	時間外	325	以下の要件を満たすこと ・複数名の配置医師を置いていること、又は配置医師協力医療機関の医師が連携し施設の求めに応じ24時間対応すること、 ・施設の配置医師が施設の求めに応じ、早朝夜間又は深夜に当直し、診療を行った理由を記録していること。
	早朝・夜間	650	
	深夜	1,300	
看取り介護加算(Ⅰ)		72	死亡日以前31日以上45日以下の看取り介護
		144	死亡日以前4日以上30日以下の看取り介護
		680	死亡日以前2日又は3日の看取り介護
		1,280	死亡日の看取り介護

□介護職員処遇改善加算(令和8年6月1日～)

加算の名称	単位数	算定要件等
介護職員等処遇改善加算(※1)	月額 (1のイ)16	R8年6月改正となり介護職員をはじめ介護従事者への賃金向上や職場環境の改善を目的とした制度であり職員の定着やスキル向上を通じてより質の高い介護サービスの提供に努めます。

(※1) この加算は、区分支給限度基準額の算定に含まれません。

